解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年一月三十一日東京都知事の認可を得て解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十九年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号

飯田橋駅西口地区市街地再開発組合

代表清算人　佐藤　匡哉

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年三月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年二月二十日

広島県廿日市市大野三三七番地四

チチヤス株式会社

代表取締役　内海　計治

第六十四期決算公告

平成二十八年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	二六
固定資産	二〇四
資産合計	二三〇
負債及び純資産の部	
流動負債	一四三
株主資本	八七
資本金	一二
利益剰余金	七五
（利益準備金）	（三）
（その他利益剰余金）	（七二）
（当期純損失）	（九）
負債及び純資産合計	二三〇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道留萌市港町三丁目六二番地、最後の住所北海道留萌市五十嵐町二丁目六番五号

被相続人　亡　立花　富子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

北海道留萌市開運町二丁目四番一号センチュリービル二階留萌ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　二村　沙絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道網走郡美幌町字青山南二番地五、最後の住所北海道岩見沢市朝日町三三番地四六

被相続人　亡　晝場　桂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

札幌市中央区大通西一三丁目レジディア大通公園二階　中山・青木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県戸田市下戸田二丁目三一番、最後の住所埼玉県戸田市氷川町一丁目四番二号（グループホーム氷川）

被相続人　亡　杉田　美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

埼玉県さいたま市見沼区東大宮六丁目一六一番八号タカラビル二〇二号　村田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村田　博俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区白山四丁目一〇七番地、最後の住所埼玉県志木市館二丁目三番二―二〇一号

被相続人　亡　赤池　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―八―二　NMビル六階　さくら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮﨑　裕悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市踏入二丁目六五一番地、最後の住所長野県上田市上野四一二番地五

被相続人　亡　保坂　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

長野県上田市中央北二丁目六番一七号

相続財産管理人　弁護士　藤井　志織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県恵那市大井町一一六番地四九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邉つや子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

事務所岐阜県中津川市太田町三丁目四番二七号　山本法律事務所

相続財産管理人　山本　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市中央四丁目一一九番地、最後の住所滋賀県大津市中庄二丁目四番五号

被相続人　亡　市橋　道造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

事務所滋賀県大津市梅林一丁目三番一三号　リンカーンビル三階大津駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南さつま市大浦町一一九〇九番地、最後の住所京都市北区上賀茂豊田町二七番地豊新マンション東棟三階東

被相続人　亡　窪　キヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十日

京都市中京区烏丸御池東入アーバネックス御池ビル東館六階御池総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上里美登利

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年二月二十日

三重県亀山市布気町一六一四番地の一

アスカ急送株式会社

代表取締役　多田　潤

第23期決算公告

平成29年2月20日

三重県亀山市布気町1614番地の1

アスカ急送株式会社

代表取締役　多田　潤

貸借対照表の要旨

（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	62,376
	固定資産	109,160
	資産合計	171,536
負債及び純資産の部	流動負債	78,028
	固定負債	160,263
	株主資本	△ 66,755
	資本金	15,000
	利益剰余金	△ 81,755
	その他利益剰余金	△ 81,755
	（うち当期純利益）	(21,665)
	負債・純資産合計	171,536